

(様式2)  
環自国発第2606043号  
令和8年6月4日

殿

環境省自然環境局国立公園課長

法令適用事前確認手続回答通知書

令和8年5月5日付けで照会のあった件について、以下のとおり回答します。

照会対象法令（条項）の  
対象となる / 対象とならない。

本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではないことを付記します。

なお、当該回答の理由となる、照会対象法令（条項）の解釈は下記のとおりです。（任意事項）

記

自然公園法（以下「法」という。）第20条第3項第1号に規定する「工作物を新築し、改築し、又は増築すること。」の「新築」とは、一般的に工作物を土地（水面下の土地及び地下を含む。）に新たに定着させる行為をいい、特定の行為がこれに該当するか否かは、行為の詳細を踏まえて判断する必要がある。

照会書にあるような、自動車の車輪等を重しとして使用する等してアンテナを地面に立てる行為は、必ずしもアンテナを土地に定着させる行為に該当しないとは言いきれず、法第20条第3項第1号の「新築」に該当しないと一律に判断することは困難である。

また、既に土地に定着している樹木やその他工作物にワイヤーアンテナを張り巡らせる行為についても、支持物との固定の度合い等によっては、法第20条第3項第1号に規定する「工作物を新築し、改築し、又は増築すること。」に該当する行為と判断される可能性がある。

なお、本回答は、照会対象法令を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に見解を示すものであり、実際の行為が法第20条第3項第1号に規定する「工作物を

新築し、改築し、又は増築すること。」に該当するか否かについては、申請時における提出書類等に基づき個別の事案に即して判断することとなる。

以上